

## 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 4 次推進計画）作成委員会設置要項

令和 2 年 8 月 20 日  
指導推進担当部長決定

## （設置）

第 1 長期的に子供の体力が低下している状況を踏まえ、平成 21 年、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）に「子供の体力向上推進本部」を立ち上げ、学校、家庭や地域、関係団体とともに、東京都の子供の体力向上に関わる施策及び具体的取組について検討し、平成 22 年「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 1 次推進計画）」、平成 25 年「同（第 2 次推進計画）」、平成 28 年「同 アクティブプラン to 2020（第 3 次推進計画）」を策定した。

その結果、子供の体力は向上傾向を示すなど一定の成果がみられるものの、運動する子供とそうでない子供の二極化や、学年が上がるにつれて運動やスポーツをしない生徒の割合が増加するなどの課題がある。

そのため、豊かなスポーツライフに向けた子供の資質・能力を高める施策及び具体的取組を検討し、第 4 次推進計画を策定することを目的として、教育庁に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第 4 次推進計画）作成委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第 2 委員会は、東京都の子供の体力向上推進に関する次に掲げる事項について、検討及び取組を行うものとする。

- （1）子供の体力分析・成果検証
- （2）施策の方向性、具体的取組の検討
- （3）その他必要な事項

## （構成）

第 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

2 委員長は、委員の互選により、学識経験者から選任する。

3 副委員長は、東京都教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、学識経験者、学校管理職、区市町村教育委員会関係者、東京都教育庁指導部指導企画課長、東京都教育庁指導部義務教育指導課長、東京都教育庁指導部高等学校教育指導課長、東京都教育庁指導部特別支援教育指導課長、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課長をもって構成する。

5 委員のうち、学識経験者、学校管理職、区市町村教育委員会関係者については、東京都教育委員会が委嘱又は任命する。

6 その他の委員については、これらの職にある者をもって充てる。

## （委員会）

第 4 委員長は、会議を招集し、主催する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代理する。

## （意見聴取）

第 5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第6 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(設置期間)

第7 委員会の設置期間は、作成委員会が設置された日から令和4年3月31日までとする。

(事務局)

第8 委員会の事務を処理するため、教育庁に事務局を置く。

2 事務局長は、東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。

3 委員会の庶務は、東京都教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、作成委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年8月20日から施行する。